

○北本市自転車問題審議会規則

平成元年 7 月 1 日

規則第 17 号

改正 平成 6 年 3 月 30 日規則第 5 号

平成 12 年 3 月 1 日規則第 2 号

平成 16 年 3 月 31 日規則第 13 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 24 年 6 月 20 日規則第 28 号

注 平成 20 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 56 年条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、北本市自転車問題審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 自治会長
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民

(平 24 規則 28・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(平20規則7・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。